

※届書は戸籍のとおりの文字で崩さずお書きください。

離婚届

届出をする年月日⇒令和6年3月1日届出

届出する市区町村名⇒東京都西東京市 長 殿

受 理	令和	年	月	日	発 送	令和	年	月	日
第	号				長 印				
送 付	令和	年	月	日					
第	号								
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住 民 票	通 知			

(フリガナ)	夫 ニシトウキョウ	タロウ	妻 ニシトウキョウ	ハナコ
氏 名	西 東 京	太 郎	西 東 京	花 子
生 年 月 日	昭和60 年 5 月 15 日		昭和62 年 7 月 10 日	
住 所	東京都西東京市新町1丁目		東京都練馬区豊玉北6丁目	
(住民登録をして いるところ)	6 番 25 号 柳橋荘 101		12 番 1 号	
本 籍	東京都西東京市南町5丁目 6 番地			
(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	筆頭者 の氏名 西 東 京 太 郎			
父母及び養父母 の 氏 名	夫の父 西 東 京 松 男	続ぎ柄	妻の父 田 無 一 雄	続ぎ柄
父母との続ぎ柄	母 竹 子	長 男	母 保 谷 梅 子	二 女
右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください	養父 西 東 京 孝 藏	続ぎ柄	養父	続ぎ柄
	養母 西 東 京 トミ	養 子	養母	養 女
離 婚 の 種 別	☒ 協議離婚		☐ 和解	
	☐ 調停		☐ 請求の認諾	
	☐ 審判		☐ 判決	
婚姻前の氏に	☐ 夫 は ☐ もとの戸籍にもどる			
	☒ 妻 は ☒ 新しい戸籍をつくる			
もどる者の本籍	東京都西東京市南町五丁目 1234 番地 筆頭者 田 無 花 子			
未成年の子の 氏 名	夫が親権 を行う子		妻が親権 を行う子 西東京 一郎 西東京 二郎	
同 居 の 期 間	平成22 年 1 月 から 令和元 年 5 月 まで			
	(同居を始めたとき) (別居したとき)			
別居する前の 住 所	東京都西東京市新町1丁目 6 番 25 号 柳橋荘 101			
別居する前の 世帯のおもな 仕事と	☐ 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯			
	☐ 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯			
	☐ 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
	☒ 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
	☐ 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯			
	☐ 6.仕事をしている者のいない世帯			
夫 妻 の 職 業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
	夫の職業		妻の職業	
そ の 他				
届 出 人 署 名	夫 西 東 京 太 郎		妻 西 東 京 花 子	
(※押印は任意)				
事 件 簿 番 号			住所を定めた年月日	
			夫 年 月 日	
			妻 年 月 日	
連 絡 先	電話 090 (××××) △△△△			
	平日の日中通じる連絡先を必ずご記入ください。			

記入不要

▼届出に必要なもの▼

- ・離婚届（協議離婚には 成人2名の証人が必要となります。記入署名してもらってください。）
- ・離婚届を持参する人の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・調停離婚や裁判離婚の場合は、調停調書謄本、審判書または判決書の謄本及び確定証明書

《外国人との離婚について》

日本人と外国人との協議離婚には、日本人の住民票の添付が必要です。（住所地に提出の場合は不要）

協議離婚には、成人2名の証人が必要

住民登録されている
住所をご記入ください。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名	西 東 京 松 男	保 谷 梅 子
生 年 月 日	昭和 35 年 4 月 13 日	昭和 38 年 10 月 1 日
住 所	東京都西東京市南町五丁目	東京都新宿区西新宿二丁目
	6 番 13 号	8 番 1 号
本 籍	東京都西東京市南町五丁目	東京都新宿区西新宿二丁目
	1234 番地 番	8 番地 番

離婚届を提出すると婚姻前の氏に戻ります。

必ず左記の□にチェックを入れ本籍・筆頭者を記載ください。

婚姻中の氏をそのまま使用したい場合は何も記載しないでください。

離婚届と同時に別途「離婚の際に称していた氏を称する届」
の提出が必要です。

未成年の子がいる場合は必ず親権者を決め、
該当する欄に子の氏名を記載ください。

※未成年の子がいる場合に父母が離婚するときは、⇒
面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な
事項についても父母の協議で定めることとされていま⇒
す。この場合には、子の利益を最も優先して考えな
ければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次のあてはまるものにしるしをつけてください。

(面会交流)
☐取決めをしている。
☐まだ決めていない。
(養育費の分担)
☐取決めをしている。
取決め方法: ☐公正証書 ☐それ以外
☐まだ決めていない。

※その他、届出用紙の「記入の注意」を参考にしてください。
また、その他不明な点は市民課戸籍係までおたずねください。

西東京市役所市民課戸籍係 042(464)1311 (代)

記入不要

夫	☐ 免 ☐ 旅 ☐ 住 ☐ その他 ☐ 無 ()
妻	☐ 免 ☐ 旅 ☐ 住 ☐ その他 ☐ 無 ()
通 夫・妻	
送 令 年 月 日	
使 者	☐ 免 ☐ 旅 ☐ 住 ☐ その他 ☐ 無 ()
確 認 送 付	